中国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「松江市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年二月九日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号七三〇―八五三二　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、往復はがき（住所、氏名及び「松江市関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年二月九日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

松江市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

１月二十二日（金）

○一般案件

一、平成二十二年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（決定）（内閣府本府）

一、平成二十二年度一般会計歳入歳出概算の変更について（決定）（財務省）

一、平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算、平成二十二年度政府関係機関予算について（決定）（財務省）

○国会提出案件

一、平成十九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置について（決定）（財務・総務・外務・厚生労働省）

○法律案

一、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（決定）（財務・農林水産省）

公　告

諸　事　項

工場財団

宮城県仙台市宮城野区港四丁目15番１号**東洋刃物株式会社**の工場財団に大阪府豊中市豊南町東三丁目58番地東洋刃物株式会社大阪工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年１月 27 日　大阪法務局池田出張所

観光施設財団

三重県桑名市長島町浦安333番地**長島観光開発株式会社**の観光施設財団に三重県桑名市長島町浦安333番地長島温泉の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年１月 27 日　津地方法務局桑名支局

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 27 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年１月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大容建設株式会社　池田　功三　大阪大阪市平野区喜連２－５－63　国土交通大臣許可（特―19）第8652号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年１月28日から平成22年２月11日までの15日間

4　処分の原因となった事実　同社が、近畿地方整備局大和川河川事務所発注の「柵下部深礎工（第15号）工事」における技術資料の同種工事として提出した、大阪府発注「国際文化公園都市モノレール支柱建設工事」の施工実績の内容と発注者である大阪府が保管している同工事の完成図面の内容に相違があった。このことから同社は、この技術資料に虚偽の記載をして同局に提出をしたものである。

このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 27 日

中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成22年１月７日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸亀産業株式会社　竹上亀代司　三重県松阪市高町450番地１　国土交通大臣許可（般―16）第8933号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年12月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。